

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の勤務地内における旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 八年 三月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の勤務地内における旅費支給規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の勤務地内における旅費支給規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条」を「第二十二條」に改める。

別表（第二条関係）を次のように改める。

別表（第二条関係）

		旅		費	
宿泊費 （一夜につき）	宿泊地	金額	運賃	支給条件	
	酸ヶ湯 浅虫 城ヶ倉 田代平 雲谷	一一、〇〇〇円	勤務公署を起点として半径一キロメートルを超える鉄道又は青森市内に路線を有する乗合自動車による旅行の場合は、その実費。ただし、これによることのできない場合は、陸路合計一キロメートルにつき二十五円を乗じた額	運賃は、公用車又は公用乗車券を使用した場合には、支給しない。	
その他					

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。